

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第 29 回）
議事要旨

○日時

令和 6 年 9 月 18 日（水） 16 時 00 分～18 時 10 分

○場所

オンライン開催

○出席委員

高村ゆかり座長、相川高信委員、芋生憲司委員、河野康子委員、道田悦代委員

○欠席委員

橋本征二委員

○オブザーバー

栗田 徹 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 再生可能エネルギー室 室長
齋藤 綾 農林水産省林野庁林政部木材利用課 監査官
吉野 議章 環境省地球環境局地球温暖化対策課 課長

○事務局

妙中 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐
森川 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐

○議題

- ① 新たな第三者認証スキームの追加について
- ② ライフサイクル GHG 自主的取組のフォローアップについて
- ③ 改正クリーンウッド法を踏まえた運用整理

○議事要旨

- ① 新たな第三者認証スキームの追加について

委員

- ・ ライフサイクル GHG の計算について、どのような情報公開をするのか。
- ・ 他のスキームとの認証と連携するような使われ方は想定しているのか。

委員

- 国内で第三者認証スキームのオーナーが出てくることは重要。
- 今回の改訂について、パブリックコメントを実施したのか確認したい。
- 農産資源認証協議会の会員企業は既に GGL 認証を取得している傾向にあると見ているが、今回の申請の意義は。
- スキームオーナーとして参加料等は徴収しているのか。

農産資源認証協議会 (ARC)

- ライフサイクル GHG に係る情報公開については、発電所が行うものと認識。持続可能性については、第三者が何らかの情報公開を求めた場合は、どのように情報公開をしたのかという記録を各申請組織が取っておく。
- 他のスキームとの相互認証のような形式は取っていない。
- 規格検討委員会での修正事項に対応した上で、今後パブリックコメントを実施予定。
- 意義としては、業界から国内スキームがあるということを頼もしく感じてもらうことだと思っている。国内スキームの場合、規格改訂について早めの事業者へのアナウンス、準備が可能である。
- 現時点では、会員企業により支えられており、認証維持費は取っていない。

② ライフサイクル GHG 自主的取組のフォローアップについて

委員

- 多くの事業者には排出量を開示いただき、良い方向に進んでいると思う。
- ライフサイクル GHG 排出量が多い事業者は開示したくないと考えられ、ライフサイクル GHG 排出の削減の方法について、協会内で情報共有することが効果的。
- 既定値は保守的に設定されており、個別計算により改善の余地のある工程が明らかになるため、事業者には個別計算を進めてほしい。

委員

- 数字が出てきたのは初めてであり、今後の取組含めて期待する。
- 開示状況の割合は、両団体の会員企業数が母数ということでよい。事務局で対象となる発電所全体に対する割合がわかるようにしてほしい。
- 国内木質チップの輸送について、地域毎の輸送距離の分析は可能か。

委員

- 個別計算の値が合理的であるか、既定値に誤りがないか、チェックは行われているのか。
- 時系列のデータを蓄積することで、将来的にどのような努力でライフサイクル GHG が低下したかが分かる。
- PKS はライフサイクル GHG 排出量が少なく、魅力的な燃料であるが、現地の生産国

でも自家発電の燃料として利用されており、今後の安定調達はどのような状況か。

- 内航船の既定値については検討してほしい。
- 国内木質バイオマスの輸送に係るライフサイクル GHG が高い理由は、チップ工場から発電所まで少数のトラックで運んでいるのか、それとも多数のチップ工場から発電所に運んでいるのか、どういう状況なのか。

委員

- 今後、社会や投資家からライフサイクル GHG を公表するよう要望が強まっていく。加工や輸送の改善点を共有して、より良い方向にしてほしい。
- 事業者に対するライフサイクル GHG を公表するインセンティブとして、両協会が考えていることはあるか。

座長

- バイオマスの持続可能性の観点、地域の温暖化対策、エネルギー政策にも示唆があり、ライフサイクル GHG の削減を行っていくためのヒントも盛り込まれている。
- 何かサポートできることがあるかという観点で、情報を開示できない理由について詳しく教えてほしい。
- 内航船の利用など、既定値の改善についてもヒントがある。
- 認証を利用している事業者、個別計算による事業者はどの程度いるのか。

バイオマス発電事業者協会（BPA）

- 開示状況の割合は、会員企業かつ商業運転を開始している発電所が母数。
- データの合理性について、異常値があれば事業者を確認している。また、各事業者において、認証スキームでの算定値を利用する、あるいは燃料商社に値を確認するなど、確認プロセスを踏んでいる。
- 時系列のデータ収集については、引き続き検討したい。
- PKS のマーケットとしては若干供給が多い状況であり、しばらくは安定調達ができるという認識。
- 情報が開示できない理由は、会社によって秘匿情報の考え方が異なることと、発電事業者が複数の会社からなるコンソーシアムの場合、各社の合意形成が課題である。
- 認証を利用している事業者数については、現時点では把握していない。

日本木質バイオマスエネルギー協会

- 開示状況の割合は、会員企業かつ現在稼働している発電所が母数。グループ会社で入っている会員企業も含めている。
- 地域毎の輸送距離に関する分析については、今後、情報開示が進み、全国的にデータが集まってくると地域性も見えてくると期待。
- データの合理性について、工程ごとの値と根拠が書いてあれば確認しているが、最終の算定値のみ書かれているものについては、中身まで確認できていない。
- 輸送に係るライフサイクル GHG が高い理由について、生産量の多くない供給者から

の調達により、輸送単位が小さいことが背景と考えている。

③ 改正クリーンウッド法を踏まえた運用整理

委員

- ・ クリーンウッド法の改正において、合法伐採木材の販売と利用が義務ではなく、努力義務とした経緯は。

委員

- ・ 改正クリーンウッド法では、実施状況をモニタリングするプロセスがあるのか。それによつては、認証を使用しない場合に、FIT/FIP 制度側で実施状況を確認する必要性を検討しなければならない。
- ・ 輸入材は FSC や PEFC で合法性が確認できるが、これらは改正クリーンウッド法にも対応しているのか。
- ・ 改正クリーンウッド法では、情報を受け渡していくときに、証明書の書類番号があるのか、自己申告のようなかたちになるのか。
- ・ 改正クリーンウッド法では、合法性が確認された木材を分別管理するのか。
- ・ 改正クリーンウッド法では、デューデリジェンス方式を取っているが、FIT/FIP 制度側は認証だけがあればよいのか、あるいはデューデリジェンス方式を求めるのか。

林野庁

- ・ 改正クリーンウッド法で、合法伐採木材の販売と利用を努力義務とした経緯は、違法伐採材は外形的に判断できず、禁止の実効性が期待できないことから、デューデリジェンスで違法伐採に関する蓋然性が低いかどうかを確認するアプローチを取っている。
- ・ クリーンウッド法のモニタリングについては、必要に応じて立入り検査、指導・助言等を実施しているところ。また、年間の取扱量が多い第 1 種木材関連事業者には、主務大臣への報告が義務となっており、これらを通じて把握していきたい。
- ・ PEFC や FSC といった森林認証について、改正クリーンウッド法の証明書として使えるよう主務大臣として指定を行う見込み。
- ・ 改正クリーンウッド法の情報の受け渡しについては、できる限り多くの事業者に参加してもらうため、情報伝達のコストを下げ、川下に情報を伝えてもらうことをまずは目指していることから、文書番号等の情報は求めている。ただし、第 1 種木材関連事業者に対しては、原材料情報の保存を義務としている。
- ・ 改正クリーンウッド法では、原材料情報と確認結果を伝えることになるが、家具など様々な部材を組合せることがあるため、一律な分別管理は求めている。

委員

- ・ 第 2 種木材関連事業者となる FIT/FIP 認定事業者も、登録実施機関による登録の対象になるのか。

- FIT/FIP 制度において、国内木質バイオマスの持続可能性は、主に森林法に基づき確認されているところ、国産材に対しても改正クリーンウッド法のスキームが活用できるのではないか。
- クリーンウッド法の改正に伴い、合法性・持続可能性ガイドラインの修正も併せて検討しているのか。

委員

- 森林伐採における合法性と、木質バイオマス燃料の持続可能性は別の概念であるとして理解。改正クリーンウッド法を関係者に周知し、少なくとも合法性はしっかり担保されるようにしてほしい。

林野庁

- FIT/FIP 認定事業者を含む第 2 種木材関連事業者も、登録実施期間による登録が可能であり、実際に登録されている事業者もいる。
- 改正クリーンウッド法においても、国産材の合法性は、森林法との適合を確認することとしている。
- 合法性・持続可能性ガイドラインの修正については、現時点では必要ないと考えている。合法性・持続可能性ガイドラインで使える証明書は、改正クリーンウッド法においても使える証明書となる。

事務局

- FIT/FIP 側でのデューデリジェンスについては、実効性の観点から、必要性の有無も含めて今後検討を進めたい。

高村座長

- ヒアリングの内容や委員の意見等を踏まえ、次回以降の WG の検討につなげるよう、事務局で準備を進めてほしい。

（お問合せ先）

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031